篠山市自治基本条例新旧対照表

4 市長は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策

もに、市の考え方を公表するものとする。

の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとと

現 行	改 正 案
目次	目次
前文	前文
第1章 総則(第1条・第2条)	第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 基本原則(第3条一 <u>第10条</u>)	第2章 基本原則(第3条一 <u>第11条</u>)
第3章 権利及び責務 (<u>第11条</u> 一 <u>第18条</u>)	第3章 権利及び責務 (<u>第12条</u> 一 <u>第19条</u>)
第4章 まちづくりの目標と推進(<u>第19条</u> — <u>第26条</u>)	第4章 まちづくりの目標と推進(<u>第20条</u> — <u>第27条</u>)
第5章 条例の改正と位置付け(<u>第27条</u> ・ <u>第28条</u>)	第5章 条例の改正と位置付け(<u>第28条</u> ・ <u>第29条</u>)
附則	附則
(市政運営の基本)	(市政運営の基本)
第4条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、	第4条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、
市民の権利及び利益を保護することを基本とする。	市民の権利及び利益を保護することを基本とする。
2 市は、市民自治の実現のため、市民が市の保有する情報を知る権	2 市は、市民自治の実現のため、市民が市の保有する情報を知る権
利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくり	利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくり
を積極的に推進するよう努めるものとする。	を積極的に推進するよう努めるものとする。
3 市長は、市民の意向に的確かつ柔軟に対応するため、行政組織の	3 市長は、市民の意向に的確かつ柔軟に対応するため、行政組織の
横断的な調整を図り、総合的に行政サービスを提供するものとする。	横断的な調整を図り、総合的に行政サービスを提供するものとする。

4 市長は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策

の計画、決定、実施及び評価に当たっては、パブリックコメントや

タウンミーティングのほか多様な手法により、広く市民の意見を求

	<u>めるとともに、市の考え方を公表するものとする。</u>
	(総合計画)
	第10条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本 となる計画(以下「総合計画」という。)を策定するものとする。
	2 市は、総合計画について、適宜検証及び評価をし、必要に応じ
	<u>て見直しを行うものとする。</u>
	3 市長は、各分野の個別計画を策定するときは、総合計画と整合
	<u>を図らなければならない。</u>
<u>第10条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)
<u>第11条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)
<u>第12条</u> (略)	<u>第13条</u> (略)
<u>第13条</u> (略)	<u>第14条</u> (略)
<u>第14条</u> (略)	<u>第15条</u> (略)
<u>第15条</u> (略)	<u>第16条</u> (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

(コミュニティの意義と支援)

- らすことを目的として、自主的に結ばれた組織等をいう。
- 2 市民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識 2 市民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識 し、尊重するものとする。
- 3 市は、コミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するも のとする。

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

第20条 (略)

(コミュニティの意義と支援)

- 第20条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かに暮 第21条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かに暮 らすことを目的として、自主的に結ばれた組織等をいう。
 - し、尊重するものとする。
 - 3 市は、コミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するも のとする。
 - 4 まちづくりの推進は補完性の原則に基づき、次に掲げるとおり とする。
 - (1) コミュニティ活動の主体である市民は、自ら行動するものと する。
 - (2) 個人での取り組みが困難なときは、近隣住民及び自治組織や ボランティア組織等が取り組むものとする。
 - (3) 市民だけでの取り組みが困難なときは、市が、市民と共に取

第21条 (略) 第22条 (略) 第23条 (略) 第24条 (略)

(住民投票)

第25条 (略)

- 第26条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったま 第27条 市は、市政の重要事項について、市民の意思に沿ったま ちづくりを推進するため、住民投票制度を設けることができる。
- 2 市民は、市長に対して住民投票を請求することができる。
- 3 議会及び市長は、住民投票を発議することができる。
- 4 市民、議会、市長及び職員は、住民投票の結果を尊重しなけれ ばならない。
- 5 請求、発議、投票資格及びその他の住民投票の実施に必要な事 3 請求、発議、投票資格及びその他の住民投票の実施に必要な事 項は、別に条例で定める。当該条例の制定に際しては、定住外国 人や未成年者の参加に配慮しなければならない。

り組むものとする。

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

(住民投票)

ちづくりを推進するため、住民投票を実施することができる。

(削除)

(削除)

- 2 市民、議会、市長及び職員は、住民投票の結果を尊重しなけれ ばならない。
- 項は、別に条例で定める。(以下削除)

(条例の見直し及び検討手続き)

- 第27条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、こ 第28条 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、こ の条例が篠山市にふさわしいものであり続けているかどうか等を 検討し、その結果に基づき見直しをするものとする。
- 民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければならない。
- 3 市は、まちづくりの進捗状況等が、この条例に沿っているかを 審議する市民委員会を設置することができる。

第28条 (略)

(条例の見直し及び検討手続き)

- の条例が篠山市にふさわしいものであり続けているかどうか等を 検討し、その結果に基づき見直しをするものとする。
- 2 市は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、市 2 市は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、市 民の意見を聴取するとともに、これを反映させなければならない。
 - 3 市は、まちづくりの進捗状況等が、この条例に沿っているかを 審議するため、篠山市自治基本条例検証委員会を設置するものと する。

第29条 (略)